

児童館特例利用登録案内

(ランドセルで児童館)

☆FY 2023 Guide in English for the special use of Children's Hall is available at Children's Halls.

☆各児童館備有 2023 年度《児童館特例利用》中文版。

☆2023 년도 '아동관 특례이용 안내'의 한국어판은 아동관에 있습니다.

☆登録受付☆ 令和 5 年 2 月 2 1 日 (火) から随時受付

目次

1	児童館特例利用とは	1 ページ
	(1) 児童館特例利用 (見守り) と学童保育室 (預かり) の違い	1 ページ
	(2) 登録できる児童	1 ページ
	(3) 利用日及び利用時間	1 ページ
	(4) 休館日について	2 ページ
	(5) 児童館特例利用 (ランドセルで児童館) の対象とならない場合	2 ページ
	(6) 休館日以外で児童館特例利用の利用が出来ない場合	2 ページ
	(7) 体調不良やケガなどをした場合	3 ページ
	(8) 災害の場合	3 ページ
2	登録について	3 ページ
	(1) 登録の流れ	3 ページ
	(2) 登録に必要な書類	3 ページ
	(3) 登録の受付について	4 ページ
	(4) 登録期間	4 ページ
3	お子さんの安全のために	4 ページ
	(1) 児童館入退室メール配信サービス	4 ページ
	(2) メール配信システム	4 ページ
	(3) 親子確認カード	4 ページ
	児童館特例利用 よくある質問	5 ページ

1 児童館特例利用(ランドセルで児童館)とは

- ・ **学校の授業がある日**の放課後に、ランドセルを背負ったまま、直接、児童館に来ることが出来る事業です。登録・利用料は無料です。
- ・ 足立区内52か所の児童館で実施しております。※児童館一覧表は最終ページに掲載
- ・ 学童保育のように保護者負担金(保育料)がかかる保育・預かり事業とは異なります。

(1) 児童館特例利用(見守り)と学童保育室(預かり)の違い

	児童館特例利用	学童保育室
おやつ	なし(おやつの持参不可)	あり
利用料金	無料	1か月6,000円 (減額申請制度あり)
利用日の確認	保護者と子どもで確認 ※親子確認カードの活用(4ページ参照)	保護者と子どもで確認 学童職員が連絡帳等で把握
利用当日の 来館の確認	なし ※児童館入退室メール配信サービスの活用(4ページ参照)	あり

(2) 登録できる児童

学童保育室に入室しておらず、保護者が就労、通学、入院又は定期的な通院等をしていることにより放課後家庭にいない児童及び保護者の疾病により放課後家庭で過ごすことが困難である児童が登録できます。

(3) 利用日及び利用時間

利用日・・・**学校の授業がある日**の放課後留守になる、必要な日。

利用時間・・・**下校時間から午後6時までの**必要な時間。

(4) 休館日について

- ・月1回の各住区（コミュニティ）センター館内整理日 ※児童館により異なります。
- ・鹿浜いきいき館児童館は、毎週月曜日が休館日となります。
- ・日曜日
- ・祝日
- ・年未年始（12月29日から1月3日まで）

※年度途中、工事のため休館になる場合があります。

(5) 児童館特例利用（ランドセルで児童館）の対象とならない場合

	児童館特例利用の対象とならない理由	一般利用の利用について
長期学校休業日(春・夏・冬)	「学校の授業がある日」にならないため、児童館特例利用はご利用できません。	一般利用として、 午前9時から午後6時まで 児童館のご利用ができます。 昼食の持参ができます。
学校の授業のない土曜日		
卒業式		
開校記念日	「学校から直接児童館に来ること」にならないため、児童館特例利用はご利用できません。	一般利用として、 午前10時から午後6時まで 児童館のご利用ができます。 昼食の持参ができます。
都民の日		
学校の振替休業日		
学校から塾や習い事に行った後		一度帰宅し、ランドセルを置いてから一般利用として、児童館のご利用ができます。

(6) 休館日以外で児童館特例利用の利用が出来ない場合

荒天により学校が休校になった時 学校閉鎖になった時 学年閉鎖になった時 学級閉鎖になった時	児童の安全や感染拡大防止のため、教育委員会や学校が「休校」及び「閉鎖」と判断していますので、一般利用としてのご利用もできません。ご家庭でお過ごしください。
--	---

(7) 体調不良やケガなどをした場合

発熱や体調不良の時、ケガの大小に関係なく救急搬送を伴う時や、病院での受診が必要と判断した場合、登録書に記載されている連絡先に連絡をしますので、迎えに来てください。

(8) 災害の場合

地震などの災害の場合、児童館は閉館になることが予測され、来館しているお子さんは児童館で待機するのではなく、周辺の安全確認をした後に、帰宅を促します。なお、災害が起こった場合、家に帰るのか、一時避難場所に集まるのかなど、家族の集合場所についてはお子さんと確認しておきましょう。

2 登録について

(1) 登録の流れ

①【令和5年度 児童館特例利用登録案内】1部

【児童館特例利用登録書】1枚

【来館・帰宅経路地図（児童館特例利用）】2枚

を児童館に取りに行きます。

※足立区ホームページからダウンロードすることもできます。

②保護者の方が【令和5年度 児童館特例利用登録案内】を必ずお読みになり、

【児童館特例利用登録書】【来館・帰宅経路地図（児童館特例利用）】に必要事項を記入し、特例利用を希望する児童館に事前に提出します。

③登録受付完了後、児童館より、「児童館入退室メール配信サービス」「学童保育室メール（児童館特例利用メール）」の登録のご案内をします。

(2) 登録に必要な書類

【児童館特例利用登録書】1枚

【来館・帰宅経路地図（児童館特例利用）】2枚

(3) 登録の受付について

- ・児童館は、児童館特例利用児童、一般利用児童と多くの児童が来館しています。児童館職員は、来館する児童の見守りを最優先しながら、「令和5年度児童館特例利用」の登録受付を行います。登録受付につきましては、児童館で日時を決めておりますので、必ず利用希望の児童館に連絡をして、確認をおこなっていただきますようお願いいたします。

(4) 登録期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

3 お子さんの安全のために

※児童館特例利用を登録した方にご案内しています。

(1) 児童館入退室メール配信サービス

- ・お子さんが児童館に入退室する際に、専用カードを読取機器にかざすと、登録された保護者の携帯電話等に入室・退室時間の情報をメールでお知らせするサービスです。
- ・登録期間…令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) メール配信システム

- ・荒天時や災害時などの緊急時に、登録された方にメール配信するシステムです。
- ・登録期間…令和5年4月1日（予定）から令和6年3月31日まで

(3) 親子確認カード

- ・**自宅へ帰る日か、児童館に直接行く日か**、親子で確認するために活用していただくものです。児童館職員が確認するものではありません。

【お問い合わせ】 登録を希望する児童館 または
足立区地域のちから推進部 住区推進課
電話03-3880-5868 FAX03-3880-5603

児童館特例利用 よくある質問

Q 1 同じ自宅内就労でも学童は申請できて、児童館特例利用は登録できないのはなぜですか？

A 1 児童館特例利用は、「**放課後留守になる家庭の児童**」を対象とした事業です。保護者の方が自宅内就労の場合「放課後留守にならない」ため、一度自宅に帰り、児童館に遊びに行くことができるからです。

Q 2 学校から直接、塾や習い事に行った後に、児童館特例利用は利用出来ますか？

A 2 出来ません。「**学校から直接、児童館に行く**」ことが児童館特例利用の利用要件です。

児童館特例利用を終了し、児童館から自宅に帰る途中で塾や習い事に行くことはできます。この場合、登録経路から外れたとみなされますので、事故などにあった時の「災害救済給付制度」の対象外となることを予めご承知おきください。

Q 3 ランドセルを児童館に置いて塾や習い事に行くことは出来ますか？

A 3 出来ません。児童館から一度出たら、その日の児童館特例利用は終了となります。

児童館特例利用の有無や、帰宅時間をお子さんと必ず確認してください。

Q 4 「**保護者が定期的な就労（外勤）、通学、入院又は定期的な通院など**」だけが「放課後留守になる家庭の児童」ではないと思いますが？

A 4 その通りです。それぞれの家庭の事情を児童館職員にお話ししていただき、「**必要な日の、必要な時間**」のご利用を相談してください。

Q 5 子どもが「仲良しのお友達が、児童館特例利用だから自分も児童館特例利用にしたい！」と言ったら登録しても良いですか？

A 5 お子さんは「**放課後留守になる家庭の児童**」に該当していますか？該当してしましたら「**必要な日の必要な時間の利用**」であることをお子さんと確認して、児童館で登録をおこなってください。

該当しないのであれば、一度自宅に帰り、ランドセルを置いて児童館に遊びに行くことを、お子さんに話してみてください。

◆児童館って、どんなところ？◆

児童館は、0歳から18歳未満の児童の遊びをとおして心身ともに健全な育成を図り、地域の子育てを支援しています。

★児童館とは？

足立区には52か所の児童館が各住区センターや鹿浜いきいき館の中にあります。児童が自由に過ごしたり、工作やボール、けん玉、こま、ボードゲームなどで遊んだり、図書コーナーの本を読んだりすることができます。

★児童館は誰が遊べるの？

0歳から18歳未満の児童なら誰でも遊べます。小学校入学前の児童は保護者の方の付き添いが必要になり、小学生になると一人でも遊びに行くことができます。学校がある日はランドセルを家に置いてから児童館に来てください。

★児童館では何ができるの？

遊んだり、自由に過ごしたりできるほかに、毎月行なわれる児童館の行事に参加することができます。行事については、児童館で発行しているお知らせや直接児童館にお問い合わせください。

※正午から午後1時まで、持ってきた昼食を食べられる「ランチ利用」があります。

児童館においでよ！

居るところがなかったら、児童館においでよ。
やることがなかったら、児童館においでよ。
話せる人がいなかったら、児童館においでよ。
わかってくれる人がいなかったら、児童館においでよ。
がまんできなくなるほどしんどくなる前に、児童館においでよ。
児童館でまってるね。